

東京消防庁に寄せられた都民の声（平成29年2月分）

◆ 受付件数（速報値）と区分

相談	意見	要望	苦情	感謝	問合せ	情報	その他	合計
96	46	90	47	207	84	19	12	601

※ 上記区分の定義

相談…消防に関する困りごとについて、判断の指針や助言を求めるもの。

意見…消防行政施策等に対する賛否、感想、提案など。

要望…消防に関する行政施策の実現を望むもの。

苦情…施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。
また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

感謝…消防行政施策等に対して感謝の意を表してきたもの。

問合せ…知りたい内容を明示して尋ねるもの。（施設所在地、手続き等）

情報…消防業務に関して提供された情報。

◆ 寄せられた都民の声と対応事例

➤ 防火・防災管理講習の申請について 【問合せ】

（都民の声）防火・防災管理講習の申請のため消防署に行ったところ、平日の9時から16時30分までしか受け付けられないと言われました。平日日中は仕事をしており、申請のために仕事を抜けられない場合、どうすればよいですか。

（回答）申請は、代理の方でも可能です。委任状等は必要ありません。東京消防庁管内の各消防署、消防分署又は消防出張所にて、受け付けております。

➤ PA連携（※）で対応してもらったことについて 【感謝】

（都民の声）子どもの急病のため救急要請しました。とても痛がっていたので気が動転してしまいましたが、消防隊と救急隊の方に来ていただき心強かったです。本当にありがとうございました。皆様のますますのご活躍をお祈り申し上げます。

※ PA連携とは、ポンプ車（Pumper）と救急車（Ambulance）が同時に出場するものであり、双方の頭文字から「PA」と名前をつけたものです。東京消防庁では、平成12年4月1日から、早期にポンプ小隊等と救急小隊が連携して傷病者の救出、救護処置を迅速かつ確実にを行う行動をより充実させ、心肺機能が停止した傷病者に対して多くの救急資器材を必要とする高度な救命処置を行う場合や、階段・通路などが狭いために傷病者の搬送が難しい場合など、救急隊のみでは対応が困難な事態に備えるため、要請内容から必要と認められる場合には、救急車に加えてポンプ車などの消防車を同時に出場させ、救急隊と消防隊とが連携した救急活動を行います。